

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 1月 5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：51件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉補機冷却水系サージタンクのレベル降下に伴う調査において、同系熱交換器（A）にチューブリークが認められたため、当該熱交換器を点検・修理	C	
2	1号機	復水ポンプ（C）メカニカルシール出口弁にハンドルの空回りが認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
3	1号機	点検用梯子（タービン建屋換気空調設備東側に設置）の支柱（2本中、1本）の根元付近に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）用No. 1燃料ポンプ入口フィルタのドレンプラグ及び出口フランジにリーク（2滴/秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
5	1号機	主変圧器防災装置用放水配管の保温材カバーの一部に発錆が認められたため、当該カバーを交換	D	
6	1号機	循環水ポンプ駆動用電動機軸受冷却水ポンプ（A・B）の入口ストレーナ（B）入口弁の保温材カバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
7	1号機	主復水器細管洗浄装置（D）ボール循環ポンプの出口圧力検出元弁の配管接続部より海水のリーク（1滴/1秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	1号機	気象観測用（日射量・放射収支量・雨雪量）記録計の記録用紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
9	2号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファンのベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
10	2号機	原子炉格納容器酸素濃度記録計の目盛板と記録用紙の印刷目盛にスパンずれが認められたため、対応検討	D	
11	2号機	所内用空気圧縮機のVベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	2号機	原子炉冷却材浄化系入口の原子炉水PH計用塩化カリウム溶液のレベル低下が認められたため、当該溶液を補給	対象外	
13	2号機	廃棄物処理系ドレンサンプポンプ運転状況記録計（B）の記録用紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
14	2号機	制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ（B）のメカニカルシールにリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	2号機	ほう酸水注入系ポンプエリア用局所空調機の温度検出配管の保温材カバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
16	2号機	計装用空気圧縮機（A）後部冷却器用冷却水温度指示計に指示値不良が認められたため、当該温度指示計を点検・修理	D	
17	3号機	平成16年度に実施した「超音波探傷検査用対比試験片材料証明書他作成業務委託」の委託業務報告書に誤記が認められたため、当該報告書を訂正	D	
18	3号機	屋外（原子炉建屋南西）消火栓用ホース格納箱の脚部に腐食による破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	3号機	廃棄物処理系廃液脱塩器空気加圧用所内空気系配管に水の逆流が認められたため、当該配管流入弁を点検・修理	D	
20	3号機	燃料プール冷却浄化系熱交換器（A）の冷却水側ベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）の軸シール水戻り配管用通気孔カバーのドレン配管が詰まり気味のため、当該配管を点検・修理	D	
22	3号機	循環水ポンプ（B）の軸振れが同ポンプ（A、C）に比べて大きいため、対応検討	D	
23	3号機	補給水系（復水）廃棄物地下貯蔵設備供給元弁及び廃スラッジポンプシール供給元弁のグランド部に錆及びびにじみが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
24	3号機	電気油圧式制御装置油冷却器の冷却水ドレン配管用中間ファンネルの蓋ネジの紛失が認められたため、当該ネジを取付	D	
25	3号機	廃棄物処理建屋大物搬入口シャッター取付部の壁の一部に腐食による穴が認められたため、当該壁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
26	3号機	気体廃棄物処理系乾燥機（B）ドレン弁駆動用電磁弁より異音が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
27	3号機	プロセス計算機警報記録用プリンタに6.9KV高圧配電盤（共用）母線電圧の下限逸脱及び同電圧の正常復帰を示すメッセージが印字されたが、同設備に異常が無いことから、当該計算機の当該警報装置部を点検、修理	D	
28	4号機	タービン建屋1階西側階段入口防火扉に開閉不良が認められたため、当該扉を点検・修理	C	
29	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）軸受潤滑油配管のオリフィス用フランジのボルトに油にじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
30	4号機	照明用分電盤（原子炉建屋5階エレベータ脇）の接地線が切れていたため、当該接地線を交換	D	
31	4号機	発電機用水素ガスボンベB系のボンベ接続配管取付用ナットに取付不良が認められたため、当該ナットを交換	D	
32	4号機	中性子計測系局部出力領域モニタ（36-45A）に一時的な指示値異常の発生が認められたため、対応検討	D	
33	4号機	所内ボイラ蒸気溜圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
34	4号機	復水移送ポンプ（B）ペント弁（4台中1台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
35	4号機	廃棄物処理系廃液中和ポンプ（B）軸シール水元弁駆動部リミットスイッチ箱用ねじ（4個のうち2個）に外れが認められたため、当該ネジを取付	D	
36	5号機	不活性ガス系液体窒素蒸発器温度調節弁前弁の弁保温材（ハンドルカバー）の外れが認められたため、当該保温材を取付	D	
37	5号機	排気筒サンプポンプが自動起動し、40分経過しても自動停止しないため、当該ポンプレベルスイッチを点検、修理	D	
38	6号機	可燃性ガス濃度制御系ガス入口弁に動作不良（閉不良）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
39	6号機	取水設備スクリーン装置洗浄水排水トレンチの鉄製蓋（2箇所）に腐食が認められたため、当該蓋を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
40	6号機	主復水器細管洗浄装置（C2）ボール回収器の上蓋止めネジに折損が認められたため、当該ネジを交換	D	
41	6号機	廃棄物地下貯蔵設備建屋入口防火扉が開閉しにくいいため、当該扉を点検・修理	対象外	
42	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）始動用空気配管の始動用電磁弁前連絡弁に開閉不良及びグランドからのエアリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
43	6号機	主復水器細管洗浄装置（B1）ボール回収配管ドレン弁又はドレン配管に詰まりが認められたため、当該弁を点検・清掃	D	
44	6号機	所内ボイラ（A）バーナ前重油流量調節弁Aの保温材内部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
45	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット建屋の空調機用出口ダンパ駆動部のボルトナットに緩みが認められたため、当該駆動部を点検・修理	D	
46	6号機	タービン建屋非常用電気品室の北側の壁面の立ち上がり部に穴（直径1cm、深さ2cm）が2つ（60cm間隔）認められたため、当該部を点検・修理	D	
47	集中環境施設	洗濯廃液系濃縮器（A）用加熱器ドレン元弁下部にリーク跡が認められたため、当該部を点検・修理	D	
48	集中環境施設	濃縮廃液乾燥固化系粉体回収装置（B）本体軸封部より粉体の漏れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
49	集中環境施設	濃縮廃液乾燥固化系造粒機（B）加振器用ボルトナットに外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
50	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉（A）用一酸化炭素／酸素分析装置の冷却器変換器用ファンに動作不良が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
51	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉（B）用一酸化炭素／酸素分析装置の冷却器変換器用ファンに動作不良が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで